

令和2年12月7日開催

箕輪町農業委員会 34 回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年12月7日(月) 午後2時50分から午後3時50分

2. 開催場所 役場3階講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について

次 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。あけましておめでとうございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

先ほどは、農振除外の協議会ご苦勞様でした。今朝は今年一番の寒さ、充分体調にはご留意いただきたい。本日現地確認の際、田畑は秋の収穫も終わり、冬を迎える準備を行っていることと思います。通常ですと、本日の総会の後忘年会を計画するところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大が、上伊那管内においても発生している状況の中ですので、中止とさせていただいております。1月の新年会につきましても、現在の状況を鑑み中止とし、様子で2月に開催できればと思っております。

経過報告として、通常12月に開催していたが1か月前倒しして11月に上伊那再生協議会が行われ、令和3年度米については、今年米が大分余っていることから全国的に減少させなければならない。上伊那についても、前年比97.5%で、約109ha49トン減らす必要があり、町は9.3ha減を求められている。今後町の再生協議会の中話がある。来季米は非常に厳しいと感じる。

現在議会の一般質問が行われている。先日青木町議と意見交換を行ったが、農業委員会の意見書について質問する予定との話をいただいている。明日行われるので傍聴または、ケーブルテレビでも放送しているのでみてほしい。また、明日が次期の農業委員、推進委員の推薦書の期限となっておりますので、お願いします。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それ

では、お願いいたします。

議 長

開会に先立ち一つ発言が求められておりますので、藤田委員の発言をお願いします。

藤田委員

先日は、お見舞いをいただきありがとうございました。実は、11月の農業委員会の後自宅で倒れて救急車で搬送され、その日は自宅に帰ったのですが、翌日二重に見える現象がおき、中央病院へ行き即入院となり、10日ほど入院しておりました。脳の奥の血管が切れたことによる脳出血での入院でしたが、大事に至らず退院できました。ご心配おかけしましたがありがとうございました。

議 長

ただいまから第34回総会を開会いたします。本日の出席者ですが、現在22人あります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

11月の経過報告について申し上げます。

11月第33回総会を11月5日(木)に行い、農地法第4条3件のうち1件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。2件の営農型太陽光発電施設の審議案件については、10日に南信地区の常設審議委員会にて許可相当となり、16日に県の常設審議委員会に事務局が行き説明を行い、許可相当の判断となったため、17日付けで許可書を交付しております。この案件に関しましては、毎年経過を観察し、収量等審査行っていかなければならない案件となります。農地法5条の転用審議案件8件については、総会后6日付けで許可書を交付しました。その他につきましては、経過報告を見ていただきたいと思います。

議 長

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

2番向山壽美治委員・3番北條眞一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 説明をいたします。

議案書の訂正をお願いします。

4番譲受理由を、農業経営拡充に、また、5番譲受理由を現在耕作している農地に、また、6番譲受理由を、5番案件同時取得、農業経営拡充に訂正をお願いします。

1つ目の案件です。遺言書による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²です。

本案件は、[REDACTED]さんの遺言に伴い、所有権移転登記を行うもの。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、東箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²

東箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m² 計2筆 [REDACTED] m²です。

所有者は、高齢の為農業ができない状況であり、譲受人は、自宅近くの農地であるので、取得することとした。

売買価格は、[REDACTED]円/m²です。

農地は、白地農地であり、5a以上の要件は満たしている。

位置図は、4ページです。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、東箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²です。

2番の案件と同じ所有者ですが、今回施設に入所することとなり、住宅と今回の申請地を合わせて売買する話となり、譲受人が取得するため申請するものです。

農地は、白地農地であり、5a以上の要件は満たしている。

売買価格は、[REDACTED]円/m²です。

位置図は、8ページです。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²です。

所有者は、遠方に住んでおり、今実家の母親が経営者で、耕作は、中原の [REDACTED]さんをお願いしている状況。今回隣接地を取得する話があり、今後も自身で農業をすることは考えていないため、申請地も買ってほしいと計画者に話をしたところ、計画者は経営地拡充を考えていたため購入することとした。

農地は、農振農用地で、30a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [REDACTED]円です。

位置図は、12ページです。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²です。

申請地は、現在も耕作しており、取得してほしいとの話があり取得することとした状況です。

農地区分は、農振地区の農地となりますので、30 a以上の要件は満たしている。
売買価格は、坪 ■■■■ 円です。
位置図は、15 ページです。

6つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、中箕輪 ■■■■ 地目「畑」面積は、■■■ m²
中箕輪 ■■■■ 地目「畑」面積 ■■■ m²
中箕輪 ■■■■ 地目「畑」面積 ■■■ m² 計3筆 ■■■ m²です。

5番案件と同一世帯の所有農地で、自宅近くであり、5番案件とともに買ってほしいとの意向であったため、取得することにした。

農地区分は、白地農地となりますので、5 a以上の要件は満たしている。
売買価格は、坪 ■■■■ 円です。
位置図は、18 ページです。

7つ目の案件です。生前贈与による所有権移転の申請です。
譲受人は、譲渡人の後継者として現在もいっしょに農業を行っている。計画的に、後継者に農地の引き継ぎを実施している状況。
位置図は、21 ページです。

8つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、東箕輪 ■■■■ 地目「畑」面積 ■■■ m²です。
譲渡人は、高齢のため、申請地について地元の方が維持管理してきた農地であるが、地域の農業者が経営規模拡充の為に購入してもらえようとなった為計画。
農地区分は白地農地で、5 a以上の要件は満たしている。
売買価格は、坪 ■■■■ 円です。
位置図は、24 ページです。

9つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
土地の表示は、中箕輪 ■■■■ 地目「田」面積 ■■■ m²です。
譲渡人は、高齢の為に農業経営縮小を考えていた。売りに出ている話を聞き、今後の為に農業経営拡充を考え取得することにした。
農地区分は、白地農地で、5 a以上は満たしている。
売買価格は、坪 ■■■■ 円です。
位置図は、27 ページです。

10つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、三日町 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²です。

申請地は耕作をお願いしていたが、高齢によりできなくなったとの話があり手放したいと考えていたところ、隣接地とあわせて購入していただけることとなり、今後も農業を行うことはないため手放すこととした。

譲受人は、11番の案件と隣接地を所有しており、11番案件と一緒に取得することとした。

農地区分は、農振地区の農地で、30a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [REDACTED] 円です。

位置図は、30ページです。

11つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、三日町 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²です。

10番案件と同一の事情により取得。

農地区分は、農振地区の農地で、30a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [REDACTED] 円です。

位置図は、33ページです。

12つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m²

中箕輪 [REDACTED] 地目「田」面積 [REDACTED] m² 計2筆 [REDACTED] m²です。

所有者は、以前農地相談にも来ており、後継者がいないためご自身の農地を処分したいとの内容。譲受人は、申請地は自宅と隣接しており、今後のことを考え取得することとした。

農地区分は、白地農地で、5a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [REDACTED] 円です。

位置図は、36ページです。

13つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m²です。

譲渡人は、勤めており、今後も農業を行う予定がないため、隣接地を耕作している譲受人に当時の農業委員を通じて話をしてきた。今回、譲受人が農業経営拡充の為取得を判断したため計画した。

農地区分は、白地農地で、5a以上の要件を満たしている。

売買価格は、坪 [REDACTED] 円です。

位置図は、39ページです。

14つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、中箕輪 [] 地目「畑」 面積 [] m²です。

譲受人は、13番案件と同一者。この案件も、当時農業委員より所有者が処分したいと考えているので取得して欲しいと投げかけられていた。今回、13番案件同様農業経営拡充の為取得することとし、計画した。

農地区分は、農振農用地で、30a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [] 円です。

位置図は、42ページです。

15つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、議案書5ページの農地、3筆、[] m²です。

譲渡人は、遠方に住んでおり、今後も帰省し農業を行う予定がないため、隣接地に住む譲受人に話をしたところ、自宅近くの農地であり農業経営拡充を考えていたこともあり取得をしてもよいと判断、今回計画した。

農地区分は、白地農地で、5a以上の要件は満たしている。

売買価格は、坪 [] 円です。

位置図は、45ページです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議長

1番案件につきまして、日野委員。

日野委員

11/8 行政書士 [] が自宅へきて説明。耕作については、引き続き木下の [] さんが行うということです。内容は事務局の説明のとおりであります。

議長

2番・3番・15番案件につきまして、金澤委員。

金澤委員

2番・3番は事務局の説明のとおりであります。

15番案件につきましては、常会は同じで、所有者の [] さんの実家の父の土地があるが、現状廃屋化しており、そこを含めて取得するものであります。

議長

4番案件につきまして、藤田委員。

藤田委員

隣接地も [] さんが取得しており、問題ないと思われま。

議長

5番・6番案件につきまして、唐澤委員。

唐澤委員 5番・6番案件については、11/14 唐澤氏本人が来て説明を受けました。現在も耕作をしているところであり、内容については、事務局の説明のとおりであります。

議 長 7番・13番・14番案件につきまして、大槻委員。

大槻委員 7番案件について、有賀尚治さんより説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

13番・14番案件について、11/19に■■■さん本人より説明を受けた。13番案件は、隣接地を所有しているが、申請地を通らなければ耕作できない状況であり、取得することとしたとの話でした。

議 長 8番案件につきまして、鈴木委員。

鈴木委員 長年近隣の方が管理してきている農地。今回ブルーベリーを増やしたいとのことで取得したいとの話であり問題はないと判断している。

議 長 9番案件につきまして、原美鈴委員。

原(美)委員 11/15 ■■■行政書士より説明を受けた。長い間耕作されていなかった土地。問題ないと思います。

議 長 10番・11番案件につきまして、藤澤委員。

藤澤委員 11/15 ■■■行政書士より説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 12番案件につきまして、北條委員。

北條委員 11/15 ■■■行政書士より説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑なしと認めます。採決をいたします。
原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。
日程第3議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による住宅用地に伴う申請です。

土地の所在は、東箕輪 地目は「畑」 面積 m^2 です。

事業計画者は、現在夫婦、子供2人で町営住宅にて生活している。現在の住居では、子供の成長にあわせ手狭となり、住宅を建てたいと考えていた。

今回申請地を安く購入できることとなり、また、実家にも近いため取得して住宅を建てたいと計画。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で、概ね10ha以内の農地、第2種農地に該当。位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務局も判断しております。

売買価格は、坪 円です。

位置図は、ページになります。

2つ目の案件です。売買による駐車場用地に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 地目「畑」 面積 m^2 です。

事業計画者は、隣接地に工場を営んでいる。以前より駐車場が狭く、駐車場用地を探していた。

申請地は荒廃地であり、所有者としても今後も維持管理ができないと感じていたところであるため、計画者の話が売り売ることとした。

駐車台数は、8台分を予定している。

農地区分は、市街化近郊区域内の農地で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。

売買価格は、坪 円です。

位置図は、ページになります。

3つ目の案件です。計画変更（昭和61年3月18日許可・住宅用地）に伴う、売買による庭・通路用地としての申請です。

売買価格は、坪 円となっております。

土地の所在は、中箕輪 地目「畑」面積 m^2 です。

事業計画者は、申請地隣接地の住宅、宅地を取得する予定であり、あわせて申請地を取得し、通路、庭として計画。（遡及適用）

農地区分は、市街化近接区域内で、概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、ページになります。

4つ目の案件です。売買による、資材置場に伴う所有権移転の申請です。

事業計画者は、建売住宅を建てる際、宅地造成で出た土の置き場や、使用する砂利、擁壁、U字溝などの資材置場として取得したいと計画。

農地区分は、伊北インターから300m以内の農地、第3種農地に該当。

売買価格は、坪 [REDACTED] 円となります。

位置図は、ページとなります。

5つ目の案件です。売買による、駐車場・資材置場用地としての申請です。

土地の表示は、議案3ページの追加資料を確認ください。

事業計画者は、道路を挟んだ北側で道路標識等の看板などの設置工事を請け負う会社を営んでいるが、社屋と、資材置場が一緒になっており、また駐車場も作業車両と同じところであるため不足していた。今回売買の話があり、購入し計画した。

売買価格は、 m^2 [REDACTED] 円です。

農地区分は、宅地に囲まれた消極的2種農地で、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと判断します。

位置図は、ページです。

6つ目の案件です。売買による、物置・家庭菜園用地（計画変更、昭和61年5月15日許可、住宅用地）に伴う所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m^2 、

中箕輪 [REDACTED] 地目「畑」面積 [REDACTED] m^2 計2筆 [REDACTED] m^2 です。

申請者は、家財を入れて置く物置と、家庭菜園ができる土地を探していたところ、申請地が売りに出っていたので、価格、景観等考慮して購入し、計画したい。

売買価格は、 m^2 [REDACTED] 円です。

農地区分は、宅地、道路等に挟まれた生産性の低い農地で消極的2種農地、第2種農地に該当。

位置図は、ページです。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

1番の案件について鈴木委員。

鈴木委員 11/14 ■■■さんより話があった。娘さんの家を建てるという内容。近隣も宅地化されてきているため問題ないと思われる。

議 長 2番・4番の案件について、大槻委員。

大槻委員 2番について、11/16 岡谷の■■■行政書士より説明を受けた。現状も荒廃地であり、駐車場にしたいとの話であり問題ないと思われま。

4番案件について、11/15 ■■■行政書士より説明を受けた。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 3番・5番・6番の案件について、藤田委員。

藤田委員 3番案件について、11/16 ■■■行政書士より説明を受けた。事務局の説明のとおりであります。

5番・6番案件について、11/19 ■■■司法書士より説明を受けた。事務局の説明のとおりであります。

議 長 ただいま事務局及び地区委員より説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案については認めることに決定しました。日程第5議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田■■■㎡ 畑■■■㎡ 計■■■㎡ であります。

2ページから9ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和2年12月9日から令和12年12月31日までの10年間となります。

10ページ以降は、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第 3 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 5 議案第 4 号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

1 ページは、総括表となります。

田 ■■■■ m²、畑 ■■■■ m² 計 ■■■■ m²

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第 4 号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 4 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第 6 報告第 1 号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明をいたします。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和 2 年 10 月に受け付けた内訳になります。16 件 解約の届出がありました。

報告第 1 号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第1号について事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。
続きまして、日程第7 報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。
本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご
覧いただきます。
相続により農地を取得しました届出の令和2年10月から11月の受付分になりま
す。全部で13件ございました。
町外の方、県外の方、あっせん希望の方がおりますので、地元の農業委員さんも
注意してみてくださいと思いますので、よろしく願いいたします。
報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第2号について事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言が無いようですので、報告第2号は聞き留めて参ります。
複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視してい
ただきたいと思えます。
続きまして、日程第8 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出につ
いて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明いたします。
土地の表示は、中箕輪 [] 「畑」面積は [] m²の内 [] m²
農機具収納施設1棟の届出となります。届出者は、今回届出の存在を知らずに、
工事を行っていたところ、地元の [] 委員より、届出が必要との指導を受け、本届
出を行うこととした。
報告第3号の説明は以上になります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願
います。
発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

2 番

3 番
